

委員会審査の主な内容

委員会における主な議案の審査状況は、次のとおりです。

文教経済委員会

「グラバー園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を可決

今回の改正は、昨年の六月定例会において、本年四月一日からグラバー園の管理について指定管理者制度を導入しようとするグラバー園条例の一部を改正する条例が可決され、昨年十二月定例会において指定管理者を指定する議案を提出したものの、当該議案が否決されたことにより、本年四月一日からの同制度への移行が困難となったことに伴い、今後二年間は本市による直営とし、同制度を導入する時期を平成二十年四月一日に変更しようとするものです。

委員会では、二年間というスケジュールの中で指定管理者選考の見直しや直営で管理を行う二年間の集客見込みなどについて慎重に審査しました。その結果、指定管理者制度そのものに反対しており、グラバー園は直営で管理すべきであるとの反対意見が出されました。

一方、二年後の指定管理者の指定に当たっては、行政が条件を示して公募すべきであること、観光行政やグラバー園に精通した選考委員を選定してほしいこと、昨年十二月の本委員会の審査を今後の指定管理者の選定に当たって十分反映してほしいとの要望を付した賛成意見が出され、採決の結果、賛成多数で原案を可決しました。

議 会 を 傍 聴 し ま し ゃ う

議会の動き

長崎市議会議員政治倫理条例の規定に基づく「社会福祉法人等無報酬役員届出書」の提出について (2月3日)

前田哲也議員より、社会福祉法人等無報酬役員届出書の提出がありました。

常任委員の選任について (2月10日)

琴海選挙区選出の佐藤正洋議員が文教経済委員会の委員に選任されました。

長崎県南部広域水道企業団議会議員の選挙について (2月10日)

本市議会から、佐藤正洋議員が新たに長崎県南部広域水道企業団議会議員として選出されました。

公職選挙法に定める寄附等の禁止について

下記事項(1~5)については、公職選挙法により禁止されておりますので、市民の皆様にも法の趣旨等をご理解いただきご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 政治家の寄附禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀  
政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典  
(やであっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を越えている場合は処罰されます。)  
なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすること処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

寄附禁止

贈らない・求めない・受け取らない



3 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかなを問わず、処罰されます。

4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます。)を出すことは禁止されています。

5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告(いわゆる名刺広告など)を出す処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

6 公民権の停止

1.2.3及び5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

公民権の停止とは具体的には、選挙権、被選挙権などを一定期間失うことです。